

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.3 適用する共通仕様書	令和4年7月に土木工事共通仕様書の改定が行われております。 特記仕様書P3 2. 適用する共通仕様書に記載のありますように、令和3年7月版を適用するという考えで宜しいでしょうか。 ご教示願います。	そのとおりです。
2	特記仕様書 P.29～31 25-9 交通規制工	25-9-1⑤に「単価表の項目末尾に（昼夜）と記載のある項目については、交通監視員は昼夜常駐とする」と記載されています。 25-10-1 (2) の表における、車線規制L×N（昼夜）、中央分離帯規制L×N A、B（昼夜）の交通保安要員の種別は、交通監視員Aに加えて、交通監視員A1（夜）、交通監視員A2（夜）を配置する組合せ、中央分離帯規制L×N C（昼夜）の交通保安要員の種別は、交通監視員A、交通監視員A1（夜）に加えて、交通監視員A2（夜）を配置する組合せと考えればよろしいでしょうか。 また、中央分離帯規制L×N D（昼夜）について、25-10-1 (2) の表に交通保安要員の種別及び配置の記述がありません。 それぞれの交通保安要員の種別および配置について、ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。